19　19の欄は、第25条第２項の規定により、２の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合に限り該当事項を記載し、補足事項の欄には２の欄で記載した装置番号を記載すること。

20　［略］

21　21の欄は、添付図面として、機器配置図及び電源系統図を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

［(1)・(2)　略］

22　22の欄は、第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

23　24の欄は、次のように記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［(2)～(5)　略］

24　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

28　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第８　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局並びに宇宙局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

20　19の欄は、第25条第２項の規定により、２の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合、共通に使用する無線局について該当箇所を記載し、補足事項の欄には２の欄で記載した装置番号を記載すること。

21　［同左］

22　21の欄は、添付図面として、機器配置図及び電源系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

［新設］

23　22の欄は、次によること。

(1)　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

(2)　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

24　24の欄は、送信装置、空中線と発射する周波数等の関連付けができるよう、周波数番号を記載し、次のように記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［(2)～(5)　同左］

［新設］

25　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

28　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第８　衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。